

●当院は下記の届出をおこなっております。

◆基本診療料の施設基準等に係る届出

|               |                |
|---------------|----------------|
| 精神科救急急性期医療入院料 | 精神科応急入院施設管理加算  |
| 精神療養病棟入院料     | 精神科身体合併症管理加算   |
| 精神科救急医療体制加算 2 | 精神科急性期医師配置加算 1 |

◆特掲診療料の施設基準等に係る届出

|                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| CT 撮影             | MRI 撮影            |
| 精神科ショート・ケア（大規模）   | 精神科作業療法           |
| 精神科ナイト・ケア（大規模）    | 精神科デイ・ケア（大規模）     |
| 重度認知症デイ・ケア料       | 精神科デイ・ナイト・ケア（大規模） |
| 抗精神病特定薬剤治療指導管理料   | 医療保護入院等診療料        |
| 認知療法・認知行動療法 1     | ハイリスク妊産婦連携指導料 2   |
| 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） | こころの連携指導料（Ⅱ）      |
| 医療 DX 推進体制整備加算    | 入院ベースアップ評価料 26    |

●当院は、厚生労働大臣が定める施設基準を行っている保険医療機関です。  
関東信越厚生局に届け出て、以下の基準で看護要員を配置しております。

◆当院の A2・A3・C1・F1・F2・F3 病棟（精神科救急急性期医療病棟）には、

- ・入院患者 10 人に対し常時 1 人以上の看護師がいます。
- ・夜勤帯には 2 名以上の看護師がいます。
- ・精神保健指定医及び精神保健福祉士がいます。

◆当院の B2・C2・G2 病棟（精神療養病棟）には、

- ・入院患者 15 人に対し常時 1 人以上の看護要員がいます。
- ・看護要員の最小必要数の 5 割以上が看護職員です。
- ・看護職員の最小必要数の 2 割以上が看護師です。
- ・夜勤帯には 2 名以上の看護要員がおり、そのうち 1 名以上は看護職員です。
- ・精神保健指定医及び精神保健福祉士又は公認心理師、作業療法士又は作業療法の経験を有する看護職員がいます。

◆入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後 6 時以降）、適温で提供しています。